

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成23年3月2日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

その他 : 5 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	主復水器連続洗浄装置貝分離装置(A2,C1)ドレン弁において、シートリークが認められたため、当該ドレン弁を点検補修。	G	
2	1号機	地震情報用地震計(原子炉建屋)において、検出器の不良(無地震時、地震を検出)が認められたため、当該地震計の検出器を交換。	G	
3	2号機	主復水器(A1)出口及び復水器過装置出口導電率において、微少な上昇傾向が認められたため、対応検討。	G	
4	4号機	定期事業者検査「配管肉厚測定検査(その1)」実施後の安全管理審査記録確認時、検査手順の実施日に誤記が認められたため、同検査の有効性を確認。	G	
5	その他	所内マニュアル整備において、2件のマニュアル(要領)の廃止手続中、誤って、所員へ廃止完了の連絡(イントラネット配信)をしたため、当該連絡の取り消し実施。	対象外	